

2012年3月

「フランスにおける会計監査役の対会社責任(1)」

第3期 客員研究員

新潟大学法学部 専任講師

内田 千秋

要 約

会計監査役は、会社等の計算書類の法定監査をその業務とする自由職専門家である。提訴されその民事責任が肯定されたとしても、会計監査役は監査の任務を負うにすぎないので、会計監査役のフォートは原告の被った損害の唯一の原因とはいえない。そこで本論文では、会計監査役の会社に対する責任、特に会社従業員または会社指揮者が会社資産を横領した場合に当該横領を発見しなかったとして会社が会計監査役を提訴する事案に焦点をあてて判例・学説を分析する。本論文は二章から構成されるが、第2章において判例の分析を行なうため、第1章（「対会社責任（1）」）ではその前提として、会計監査役の民事責任（第1節）および責任追及制度（第2節）を概観した。会計監査役の対会社責任に関する判例を理解するうえで必要な、民事責任の普通法に関する判例・学説（全部義務、被害者のフォートによる部分免責・全部免責、機会の喪失）および訴訟制度（付帯私訴、担保のための呼出し）もあわせて参照した。

第1章第1節では、民事責任の成立要件（フォート・損害・因果関係）について検討した。会計監査役は、商法典L. 822-17条1項にもとづき自らのフォートについてのみ責任を負う（個人責任の原則）。損害が賠償されるためには、直接性、確実性、法益侵害性および個別性を有することが必要であるが、民事責任の普通法に関する判例によれば「機会の喪失」も確実な損害として認められる。複数の原因が損害の発生に寄与した場合には、民事責任の普通法に関する判例によれば、加害者のフォートと第三者の所為が競合した場合には両者の全部義務、加害者のフォートと被害者のフォートが競合した場合には部分免責・全部免責が言いわたされる。

第1章第2節では、民事責任追及制度について検討した。会社の訴権は会社の法定代表者が行使する。会計監査役に対する民事責任追及訴権は、損害惹起行為（監査証明等）から3年で時効となる（商法典L. 822-18条）。犯罪から損害が生じた場合、刑事裁判の付帯私訴において、損害を被った者（私訴原告人）は犯罪者に対して損害賠償を請求することができる。全部義務を負う者のうち一部の者が提訴された場合、提訴された者は、他の者を当該訴訟に強制参加させることができる（担保のための呼出し）。

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。

以上の検討にもとづき、第2章（現在、執筆中）では、判例・学説を分析する。

（掲載誌；内田千秋「フランスにおける会計監査役の対会社責任(1)」『法政理論』第44巻第4号(2012年3月)162-187頁)

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。